第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

【景観法 第8条 第2項 第4号 口】

- 1. 道路
- 2. 河川

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

【景観法 第8条 第2項 第4号 口】

景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項について 定めます。

1. 道 路

市道那816号線(通称:那加メーンロード)は、各務原市の中心市街地(都心ルネサンス地区)に位置し、周辺には市役所や市民公園、商店街などが立地し、賑わいのまち並みを形成する重要な路線です。

これにより、各務原市のメーンロードの名にふさわしい道路空間を創出するため、 以下の公共施設を整備するにあたっては、下記に掲げる方針への適合に配慮します。

(1) 景観重要公共施設の名称

市道那816号線【那加メーンロード】

(2)方 針

- 安心して歩くことのできるよう、快適で広々とした歩行者空間を創出します。
- 無電柱化を進め防災面の強化を図るとともに、メーンロードの名にふさ わしい、格調高く美しい緑豊かな街路空間を創出します。
- 高齢化社会に向け、バリアフリー化を図るとともに、地域コミュニティ の場としても利用される道路空間を提供します。



那加メーンロード

(3) 対象区間

【 図10-1:対象区間 】



2. 河 川

木曽川は広域景観の自然環境軸として位置づけられ、広大な水面と河川緑地が地域に潤いを与え、雄大で広がりのあるシンボル的な景観を形成しています。

また、水面に犬山城や鵜沼城址が映り、四季や時間の変化にともないさまざまな表情を見せる要素ともなっています。

これらにより、地域のシンボル的な自然空間として保全を図り、沿岸のまち並みと 一体的な景観を形成するため、以下の公共施設を整備するにあたっては、下記に掲げ る方針への適合に配慮します。

(1) 景観重要公共施設の名称

• 木曽川

(2)方 針

• 河川整備などを行う際は、周囲の自然景観や歴史などの本市が有する景観特性との調和に配慮します。

(3) 対象区間

各務原市行政区域内にある木曽川全域



木曽川